

岩岡防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイド

平成 29 年 11 月作成

岩岡防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドを作成する前に…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していくましょう。



1 運営本部の設置基準

- ・震度5弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。

2 活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々で助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	災害対策本部 岩岡連絡所2階 (Tel: 967-1001)				
ブロック本部	各自治会館 (18カ所)				
防災資機材庫	岩岡連絡所	岩岡公園			
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項			備考
		土砂	洪水	津波	
岩岡小学校					.
					.
岩岡中学校					.
					.
緊急避難場所 (屋外)	名称	※災害ごとの注意事項			備考
		地震	津波	大火	
津波緊急待避所					
災害時要援護者 台帳保管場所	西区役所岩岡連絡所				
防災行政無線 保有者	連合自治会の三役				
地域内の危険箇所	地図に記載				
その他必要な事項					

※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・△：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

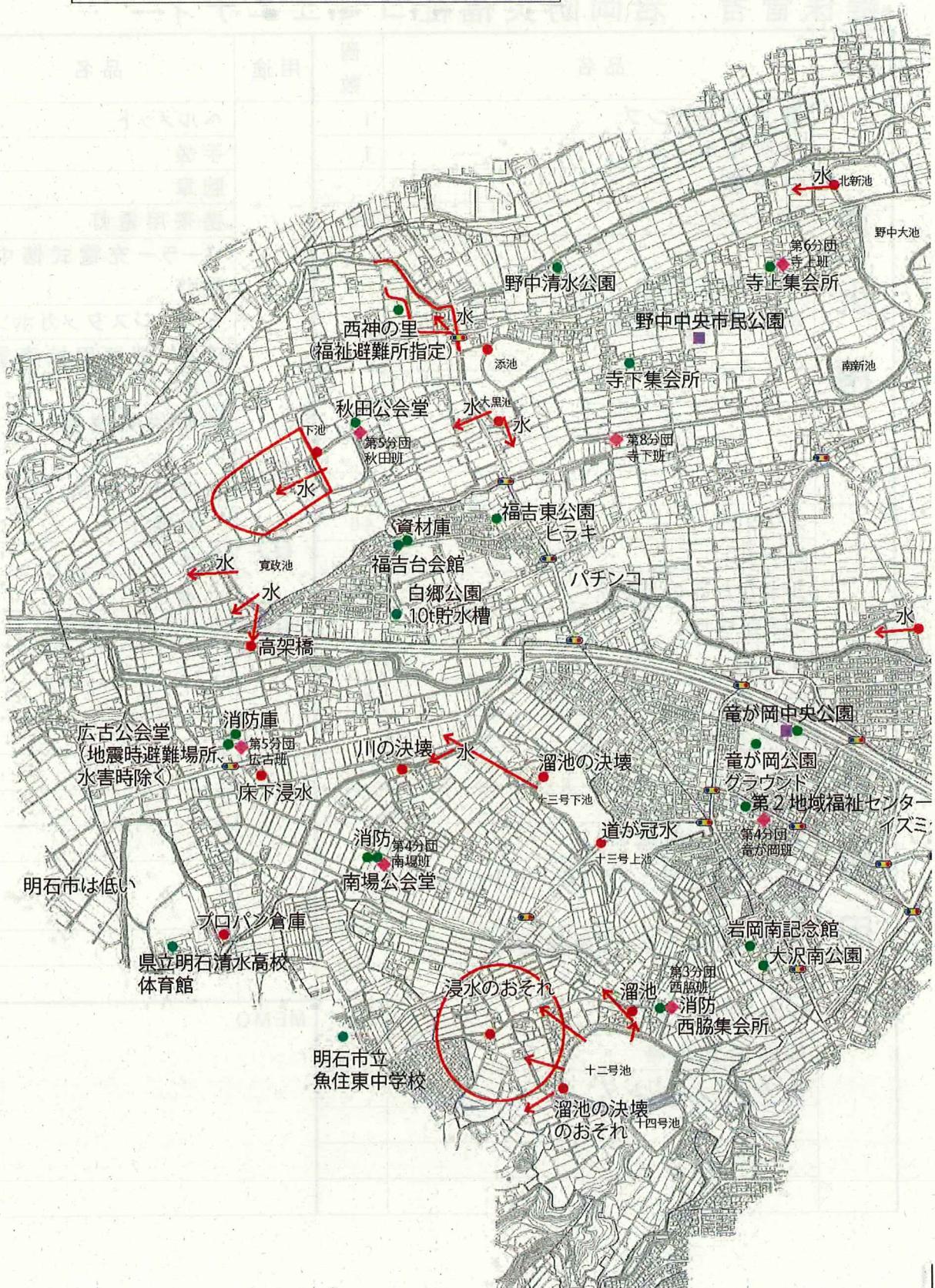
岩岡公園 防災資機材庫

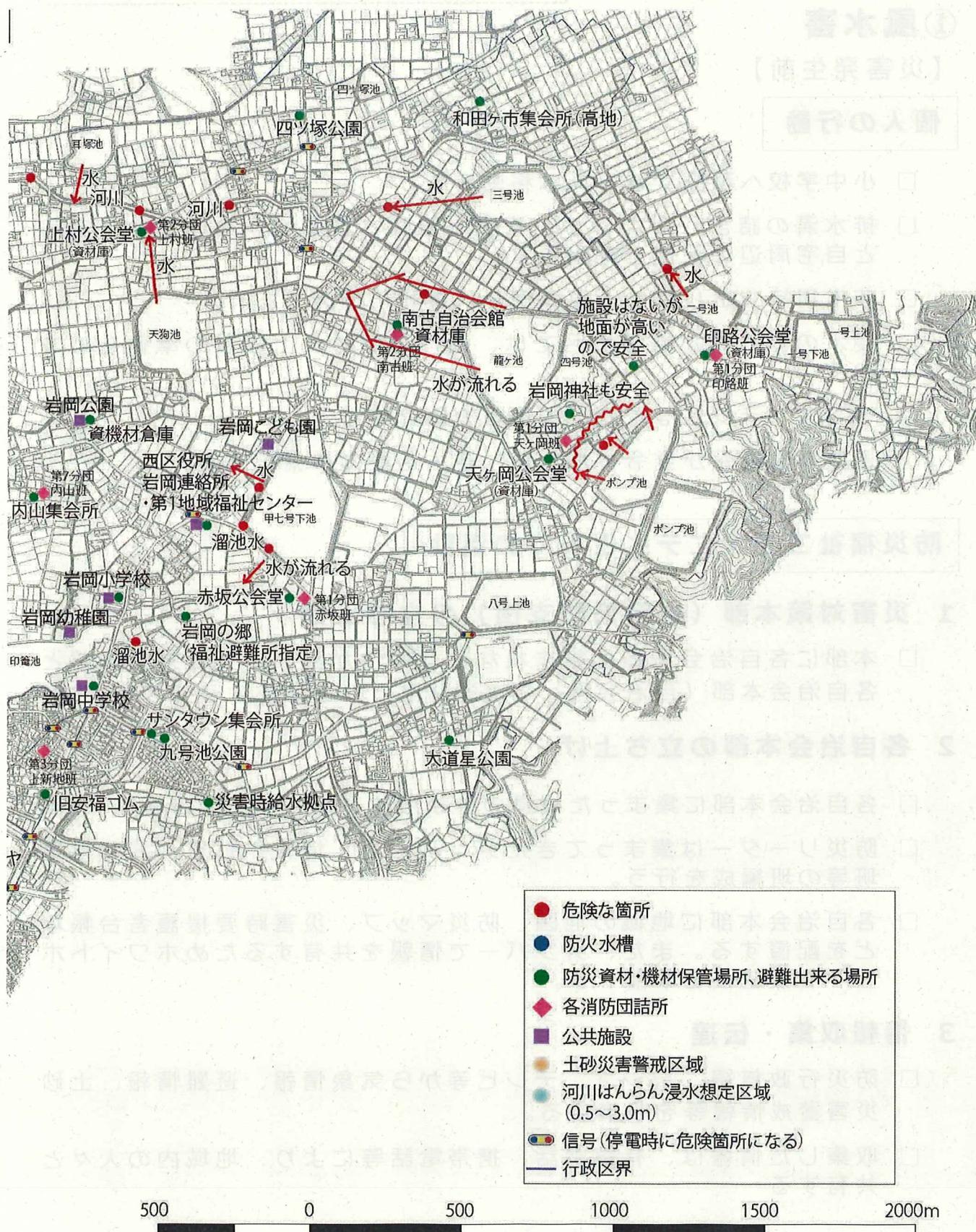
鍵保管場所：岩岡連絡所

鍵保管者：岩岡防災福祉コミュニティ

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消 火 用	動力消防ポンプ	1	その 他	ヘルメット	18
	消防用ホース	1		手袋	
	消火器			腕章	
	布バケツ	90		携帯用電灯	
	消火用ボックス			ソーラー充電式懐中電灯	
	自立式簡易水槽	1		トランジスタメガホン	
				広報・訓練用拡声器	
				ブルーシート	5
				携帯用発電機	
				トランシーバー	
救 助 用	スコップ	46		携帯用ファクシミリ	
	バール	30		二連梯子	
	折りたたみのこぎり	30		台車	
	のこぎり			一輪車	
	オノ			はしご兼用脚立	1
	ハンマー	3			
	簡易ジャッキ				
	ツルハシ				
	ボルトクリッパー				
	折りたたみ担架				
	コンクリート壁・クラッシャーセット(油圧式)				
	携帯用コンクリート破碎器具				
	とび口				
	救助用ロープ	2		MEMO	
	救助用安全帶				
	サバイバースリング				

岩岡地区地域おたすけガイドWSマップ





□は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

個人の行動

- 小中学校へ移動できる人は移動する。
- 排水溝の詰まりがないか、強風で飛ばされる物がないかなど自宅と自宅周辺の状況を確認する。
- 非常用持ち出し袋などを準備し、避難に備えておく。
- 浸水のおそれがある地区では、雨戸を閉め、土のうの準備をしておく。
- ラジオやテレビなどで災害情報を確認する。
- 避難準備情報が発令されたら、自主避難の準備をする。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 災害対策本部（岩岡消防支団）の立ち上げ

- 本部に各自治会役員は集まれない可能性が高い。災害対策本部と各自治会本部（自治会長）とで連絡をとりあえるようにする。

2 各自治会本部の立ち上げ

- 各自治会本部に集まった役員の中から防災リーダーを決定する。
- 防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 各自治会本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、地域内の人々と共有する

4 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

5 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、避難誘導を実施する。

6 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

個人の行動

- 避難勧告が発令された場合は避難を開始する。
- 自宅から出られない状況の場合は、自宅の2階で待機する。
- 明るくなるまで外出せず自宅で待機する。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 災害対策本部（岩岡消防支団）による指揮

- （【災害発生前】と同様の方法で災害対策本部を立ち上げる。）

2 各自治会本部の立ち上げ

- （【災害発生前】と同様の方法で自治会本部を立ち上げる。）

3 各自治会本部の災害対応

- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

4 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 有線電話、携帯電話等により、各自治会長、各消防団長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

5 安否確認

- 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

6 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、防災資機材等を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を本部に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

8 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

② 地震

【災害発生直後】

個人の行動

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。
- 屋内の場合は、出入り口を確保する。
- ガスの元栓やブレーカーを落とす。
- 自動車で移動中の場合は、路肩に停めて安全な場所に避難する。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 災害対策本部（岩岡消防支団）の立ち上げ

- 本部に各自治会役員は集まらない可能性が高い。災害対策本部と各自治会本部（自治会長）とで連絡をとりあえるようにする。

2 各自治会本部の立ち上げ

- 自治会本部に駆けつけた役員の中から防災リーダーを決定する。
- 防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各自治会に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

3 自治会本部の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 各自治会長、各消防団長は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

4 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、各自治会長、各消防団長に伝達する。
- 伝令等により各自治会長、各消防団長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。



5 安否確認

- 民生・児童委員等と協力して災害時要援護者の安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

6 消火活動

- 自治会・消防団単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

7 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
* 救出にはジャッキやバー、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

8 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。
- 拡声器を使って避難誘導を行う。

9 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

10 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。
- リーダーなどの役割分担票を作成する。
- 行政の指示系統を確認する。
- 元気な人にボランティアの協力をお願いする。
- けが人の手当を手伝う。
- 飲料水や食料を確保する。



③共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）
※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。
- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- 同行避難してきたペットへの配慮

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

【参考】

避難情報の種類	
避難準備・高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 避難に時間をする人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他のは、避難の準備を整えましょう。
避難勧告	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。
避難指示（緊急）	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自分で避難することが難しい方